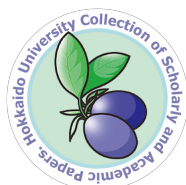




Title	慣習法特許状の政治史的意義：ロリス特許状とカペ王権
Author(s)	森山, 軍治郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 21(1), 99-151
Issue Date	1973-02-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33377
Type	departmental bulletin paper
File Information	21(1)_PR99-151.pdf



慣習法特許状の政治史的意義

—— ロリス特許状とカペ王権 ——

森
山
軍
治
郎

慣習法特許状の政治史的意義

—— ロリス特許状とカペ王権 ——

森 山 軍 治 郎

目 次

はじめに

一 ロリス特許状の基本性格

ロリス特許状の構成

ブレヴォテの確立

共同体の政治的位置

二 ロリス特許状普及の意義

地理的・年代的分布状況

国王直轄領への普及

シャンパーニュ伯領への普及

むすび

はじめに

慣習法特許状 《 chartes de franchises, cartae franchiseiae 》 とは、ペランの概念規定によれば、「領主と共同体の諸関係を規制し、共同体とその構成員にたいしてはつきりと規定された諸権利を保障するために、領主権下の隷屬民全体に領主権力が授与した法令」である⁽¹⁾。

慣習法特許状の政治史的意義

では、慣習法特許状はフランス中世史研究においてどのように位置づけられてきたであろうか。

まず、法制史の概説書によれば、慣習法特許状は「單純特權の都市」(villes de simple franchise)とかプレヴォ都市(villes prévôtales, villes de prévôté)とかよばれる都市を規定する法である。そしてこのプレヴォ都市は、コミューン都市、コンシュラ都市とならんで、フランス中世都市の一類型をなしている。⁽²⁾ A・エスマンはこの都市を「諸特權が与えられたのちも領主や国王のプレヴォを通じて行政され裁判されつづけるもの」⁽³⁾とし、E・シエノン⁽⁴⁾は、「重要さに程度の差はあれ諸特權を与えているこの特許状が住民には政治組織つまり自治組織を決して許さない」もの、と特徴づけている。⁽⁵⁾ また、この類型の都市が王權との間にこそもっとも深い關係をもつという点でも法制史家の見解は基本的に一致している。オリヴィエ・マルタンは、コミューン都市は「国王直轄領のなかに、とりわけ、ノルマンディーとの境界地帯にいくつが存在したが、国王がより望んだのは ville de bourgeoisie (『プレヴォ都市—引用者—であつた』⁽⁶⁾)と述べ、シエノンは、プレヴォ都市が「とくに国王直轄領の諸都市に一般的なタイプであり、そこには国王がすすんで慣習法特許状を与えたが」、それ以上の特權をもつコミューン特許状を与えるのは稀であつた、と述べている。⁽⁷⁾

他方、M・ブロックによれば、慣習法特許状は都市の問題というより農村の問題であり、王權の問題というより領主權の問題である。十二世紀以来、領主權は、それ自体が従来からもつ矛盾と大開墾運動・農民經濟力の上昇・都市の特權獲得運動などの影響によって、根底的变化を余儀なくされた。新段階の領主制は「社会生活の変容が「農民の」諸負担を定額化させその重みを軽減させた」という点で特徴づけられる。こうした新しい状況にに応じて領主・農民關係を改定し、その詳細な内容について明確に規定して成文化したものが慣習法特許状である。⁽⁸⁾ しかし、ブロック

は慣習法特許状を王権やプレヴォ都市とまったく関連づけていない。ペランのばあいも同様に、視点は領主制との関連でしか設定されておらず、政治史的視点が含まれるにしても、それは領主制的小世界内の分析でしかないのである。⁽¹⁰⁾

こうしてみると、フランス中世史学における慣習法特許状の位置づけには、法制史の側からするのとブロックやペランなど社会経済史の側からするのでは、一見埋めがたい溝があるようにみえる。だが、王権にせよ都市にせよ、それが中世の王権であり中世都市であるかぎり、領主制や封建制と無関係でありえたはずがなく、また、領主制も全王国的な規模での政治横造に深いかかりをもたなかったはずがない。わが国では、中世の都市と農村が領主支配権の成立との関係において同じ平面で把握されねばならないこと、領主制といえども権力構造全体との関連で理解されなければならないこと、これらはいまや常識である。問題は王権から末端の都市・農村の共同体までをどのような論理構成でつなぐかであり、政治史のダイナミズムのなかで、慣習法特許状がこの問題にどのような解決のいとぐちをもたらすかについて検討することであろう。その意味からすれば、とりわけ、国王が授与し、パリ南東部のガティネ(Gâtinais)地方を中心とする八三カ村のモデルとなったロリス特許状を検討することは有益と思われる。

本稿では、M・プルウの研究を手がかりにしながら、つぎの二点を追求することにした。第一は、諸条項の内容分析から国王のロリス特許状授与の主要目的を問うことであり、第二はこの特許状が他の八三カ村にモデルとして普及したことの意味を問うことである。

- (1) Ch.-Edmond Perrin, "Les chartes de franchises de la *Revue historique*, 1964, pp. 27-54.
France -État des recherches: Le Dauphiné et la Savoie," ds. (2) A. Esmein, *Cours élémentaire d'histoire du droit*

français, à l'usage des étudiants de première année, Paris, 4^e éd., 1901, pp. 286-310. ; E. Chénon, *Histoire générale du droit français public et privé des origines à 1815*, Paris, 1926, T. I, pp. 623-649. ; Fr. Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la révolution*, 2^e tirage, Paris, 1951, pp. 157-170.

(3) A. Esmein, *op. cit.*, p. 309.

(4) E. Chénon, *op. cit.*, p. 626.

(5) オリヴァイヒマルタンは、ブレヴォ都市には、「平和と相互扶助の誓約」にもとづかないがきりでの自治組織は存在するはあいもあつたとし、「領主が都市内の全裁判権を保持し、通常ブレヴォとよばれる役人が恒久的に「領主の」代理をしていた」と述べている。Fr. Olivier-Martin, *op. cit.*, pp. 165-167

(6) *Ibid.*, p. 168.

(7) E. Chénon, *op. cit.*, p. 626.

(8) M. Bloch, *La société féodale, La formation des liens de dépendance*, Paris, 1949, pp. 421-426.

(9) Ch.-Edmond Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine d'après les plus anciens censiers (IX^e-XII^e siècle)*, Paris, 1935, pp. 660-690. ; do. "Chartes de franchise et rapports de droits en Lorraine", ds. *Le Moyen Age*, 1946, pp. 11-42. ; cf. do. "Les chartes de

franchises de la France", ds. *Revue historique*, 1964, pp. 27-54.

(10) この傾向は現在に至つてもフランス中世史学界において支配的である。G. Fourquin, *Seigneurie et féodalité au Moyen Age*, Paris, 1970, pp. 181-184. ; R. Boutruche, *Seigneurie et féodalité, T. II, l'apogée (XI^e-XIII^e siècles)*, Paris, 1970, pp. 141-147. 都市の研究者 J. シュネーデルの「十一—十四世紀における都市・農村の諸特権に関する国際会議（一九六六年）」での報告もフランス王国における慣習法特許状が封建制と領主制との関連で理解されるべきことを強調しているだけで、結論として、この関連のあり方が地域ごとに多様な性格をもつとしか述べていない。J. Schneider, "Les origines des chartes de franchises dans le Royaume de France (XI^e-XII^e siècles)", ds. *Les libertés urbaines et rurales du XI^e au XIV^e siècle, Colloque International, Spa 5-8 IX 1966, Pro Civitate*, 1968, pp. 29-50. わが国の学界に多大な影響を与えた L. Verriest, *Institutions médiévales, Mons et Frameries*, 1946, pp. 154-168.

(11) M. Prou, *Les coutumes de Lorris et leur propagation aux XII^e et XIII^e siècles*, Paris, 1884.

一 ロリス特許状の基本性格

ロリス特許状の構成

現存する史料は一一五五年にルイ七世が授与したものにたいするフィリップ・オーギュストの確認状（一一八七年）である。ただし、この確認状は諸条項の内容・配列・文体などすべてにわたって原文をそのまま追認したものであるから、事実上、これを一一五五年のものとみてさしつかえない。しかし、最古のロリス特許状はルイ六世（一一〇八—一一三七）によって授与されている。これが一一五五年のものと同一物であるか否かについてはなんらのきめ手もないが、ルイ六世時代にすでに周辺の数カ村に「ロリスの諸慣習」《*consuetudines Loricaci*》が普及していること、一一五五年の特許状の主要内容に類似したものがルイ六世による別の証書にみられることはたしかである。したがって、本稿で諸条項の分析をする際に使う史料は一一五五年の特許状であるが、普及状況の検討にあたってはルイ六世時代も考慮の対象に含められることになる。

全三五カ条からなるルイ七世の特許状は、国王・プレヴオら支配層の諸権利と住民のそれとを明確に規定したものである。しかし、諸条項の配列には原則がないばかりか、同一条項内で双方の権利・義務関係が規定されているばあいもあり、同一内容が数カ条にまたがっているばあいもあり、さらには、異なる性格の内容が同一条項内に混在しているばあいもある。それゆえ、全三五カ条を重複なく内容別に分類するのは困難であるが、ブルウは一応つぎのように分類している。

行政——九条項

慣習法特許状の政治史的意義

法身分⁽²⁾——六条項

領主の諸權利——七条項

賦役⁽³⁾——一条項

軍役——三条項

貨幣貢租⁽⁴⁾——三条項

商業特權⁽⁵⁾——一〇条項

裁判權と訴訟手續⁽⁶⁾——一〇条項

罰則⁽⁷⁾——三条項

これを本稿の問題設定に則して分類しなおすとつぎのようになる。

政治構造に関するもの——二〇条項

住民諸負担の減免に関するもの——十八条項

この政治構造に関するものうち、直接的に支配機構に関して規定したものについては、さらにつぎのように分類できる。

プレヴォの権限——七条項

下級役人の権限——六条項

サン＝ブノワ＝シュル＝ロワール修道院の権限——一条項

住民の政治的權利・義務——二条項

(1) M. Prou, *op. cit.*, pp. 17-18.

(2) 授与対象者にいつては「*Quicumque in Loriaci parrochia domum habebit*」(一条)「*Nullus hominum de parrochia Loriaci*」(一条)のように示されているのみで、特許状が授与される以前の住民の法身分は不明である。mainmorte や for marriage にいつてはなんら触れられていないが、タイン(tallia, ablatis, roga)は全免となった(九条)。住民は財産を売却してロリスを離れることができる(十七条)から、土地に緊縛されてはいない。ロリス内に住む騎士などの直接支配下にいる不由人は特許状の授与対象となりえず、結局、授与対象者はロリス教区内に家をもち、国王に従属するものにかぎられる。そのばあい、授与時にロリスに居住していた国王の不由自由人も授与対象者に含まれる。

しかし、なにより重要なのは移住民に関する規定である。「*Et quicumque in parrochia Loriaci anno et die manserit, nullo clamore cum sequente, neque per nos sive per prepositum rectitudinem prohibuerit, deinceps liber et quietus permaneat.*」(十八条)。「すなわち、ロリス教区に移住して一年と一日を経たものは国王の支配下に入り、既住民同様の身分保障を獲得することができた。したがって、この規定によって、近隣諸領主の支配下にいた不由自由人は従来の法身分からの解放の道をみいだすことができた。しかし、国王の側からすれば、

この条項がもつ魅力を計算に入れて、他領からの人口集中を企図したのであり、国王がロリス特許状によってねらったことのひとつはここにあった。cf. *ibid.*, pp. 21-27.

(3) 馬と馬車をもつものの年に一度の運搬賦役と「*villani*」(おそらく都市城外教区居住耕作者 *les cultivateurs de la paroisse de Lorris vivant en dehors de l'enceinte du bourg*——ブルウ)の運搬賦役以外に、賦役は存在しない(十五条)。(4) タイユの廃棄(九条)。家屋と土地一アルバンにつき六デナリウスのサンスに定額化(一条)。御料林以外での枯木取得権(二九条)。

(5) 自己の生活必需品についての売買税「*tonleium*」、流通諸課税「*consuetudines*」、本人とその家畜の労働による収獲物についての穀物税「*minagium*」、自己の葡萄園から得た葡萄酒についての酒税「*foragium*」の免除(二条、三三条)。エタモン(Etampes)、オルモン(Orléans)、ミilly(Milly)、ムラン(Melun)などの間の通行税「*pedagium*」の免除(四条)。オルマンでの入・出市税の定額化(二〇条)。自己の塩や葡萄酒をオルマンに持出すばあいの税の定額化(二六条)。フェリエール(Ferrières)、シャトーランダン(Château-Landon)、ビュイゾー(Puiseaux)、ニベル(Nibelle)での売買税の免除(二八条)。ロリス週市での売買税の未納については八日以内に支払えば罰金対象にならない(三〇条)。以上の諸条項は、

慣習法特許状の政治史的意義

ロリス教区内だけでなく、広くガティネ地方でのロリス住民の自由な商業活動を保障するものである。また、ロリスの定期市や週市への外来者が市の日に犯罪を犯さぬかぎり身柄は保障される(六条)という規定があるように、外来者を保護することにより、国王はロリスに商業的繁栄をもたらそうとしていた。これら諸条項の背後には、ロリス教区内外での商業活動の活発化を通じて、より安定した収入を確保しようとする国王のねらいがあった。cf. M. Prou, *op. cit.*, p. 43.

(6) 公共の安寧を乱さぬかぎりでの犯罪について、両当事者間の示談成立の可能性(十二条)。未決投獄の廃止(十六条)。法廷での挙証手段(*moyens de preuve*)には、証人(*remoin*)、

被告の誓約(*serment*)、法廷決闘(*duel judiciaire*)の三種があり、とくに法廷決闘に関しては、それに至るまでの三段階の解決方法が規定されている(十四条、三二条)。訴訟の際の両当事者の権利・義務規定(十九条)。

(7) 《Et forisfactum de LX solidis ad quinque solidos, et forisfactum de quinque solidis ad XII denarios veniat; et clamor prepositi ad IIII denarios》(七条)。罰金はタイニヤ賦役について重い負担であったので、罰金額の軽減に関するこの規定はロリス特許状の影響と無関係に大多数の村で踏襲された。M. Prou, *op. cit.*, pp. 63-64.

プレヴォテ(*prévôté*)の確立

国王直轄領の管理はプレヴォ《*prévôts, praepositi*》に委ねられ、その支配管轄権(圏)はプレヴォテ《*prévôtés, praepositurae*》とよばれた。この《*praepositus*》

という用語自体は部族法典やフランク時代の教会関係史料にすでにあらわれているが、それが国王直轄領の支配管轄権者としてはじめて史料にあらわれるのはロベール二世(九九六—一〇三一)の時代である。十二世紀中頃までのプレヴォは国王の役人でありながらなかなば封建的な性格をもち、フィエフを保有したり家臣をもつこともあった。そして、彼らは、フィエフやプレヴォの職の世襲化とともに、彼らに委ねられた職権(高級裁判権・財政権・行政執行権等)の濫用によって、一般の封建領主と同様に国王からの独立性を志向していた。また、プレヴォテの領域は流動的であると同時に地域によっても多様な規模であったが、一般に、封建的支配領域としてのシャテルニー《*châtellenies*》

に照応するものであった。⁽⁸⁾このように、初期の段階のプレヴォテはその実質的な支配権の内容からいっても領域的にいっても、シャテルニー城主支配権（圏）としての性格をもっていたといえる。

では、こうした初期の段階のプレヴォテとロリスへの慣習法特許状の授与とはどのような関連をもっていたであらうか。

M・ブルウは十二世紀初頭にロリス特許状が成立した要因をさぐるため、まず、十一世紀後半以来のガティネの情勢を分析している。それによると以下の四点が特徴づけられる。一、領主間のたえざる抗争とそれによる住民生活の破壊。二、戦乱での荒廃に加えて、領主による新タイヌ課税などの住民収奪の強化と領主役人による掠奪。三、国王のプレヴォの職権濫用による国王直轄領の荒廃と住民生活の破壊。四、これらにたいする住民の武装蜂起あるいは逃散。これらの事実すべてがロリス自体にも妥当したという確証はないが、ロリスのごく近隣やとくにパリとオルレアンを結ぶルートの周辺ではきわめて頻繁であった。このような情勢のもとで、「十二世紀の国王が慣習法特許状を作成させたのは、ある意味で、こうした権力の濫用に終止符をうつため」であり、そのことによって、「従来の収奪形態への復帰を防ぎ、国王直轄領に再び人口を集中させ、したがって、国王の収入源もまた増大させようとした」からであった。⁽¹⁰⁾

ブルウはロリス特許状の成立を政治的に位置づけた。すなわち、ロリス特許状の成立は十二世紀の王権がアナルシーを克服する過程と深く関係していたのである。しかし、彼の理解によれば、プレヴォテとロリス特許状の関係はとくにプレヴォの権力濫用への終止符「国王収入の安定的増大化という財政政策的側面に力点がおかれているように思われる。たしかに、ブルウはロリス特許状に規定される役人や聖界領主の権限について分析を加えているが、プ

慣習法特許状の政治史的意義

レヴォォテ^{II}シャテルニーという国王直轄領の支配単位のなかで、国王がどのような権力構造を構築しようとしたか、また、そのことが全面的な王権の確立にとってどのような意味をもちえたか、については十分な整理をしていない。以下に、ロリス特許状の諸条項⁽¹¹⁾の分析を通じて、プレヴォ、下級役人、サン^{II}ブノワ^{II}シュル^{II}ロワール (Saint-Benoît-sur-Loire) 修道院の権限の内容を明確にし、さらに、それらがどのような関連をもつ権力構造をなすかにいて検討を加えることにしたい。

(一) プレヴォ

第八条「国王陛下の面前において裁判を受けんとする者は何人もロリスから出てはならない。」*«Et nullus eorum a Lorriaco cum domino rege placitaturus exeat.»*

第二七条「ロリス住民は何人も、エタン^Pのプレヴォによっても、ピティヴィエ (Pithiviers) のプレヴォによっても、全ガティネにおいても、罰金を課されることはない。」*«Et nullus hominum Lorriaci debet emendationem preposito Stamparum, nec preposito Riveris, nec in toto Gastinesio.»*

この二条項はロリス住民がロリスのプレヴォによってロリスで裁かれるという原則を確立しようとしたものである。住民の権利規定であると同時にプレヴォの権限を明確にしたものである。プレヴォの権限の側からいえば、ロリスのプレヴォはそのプレヴォテ内の住民に関してのみ裁判権をもちうるのであって、隣接するプレヴォテにおいてはいささかの権限も与えられていない。

この当地裁判の原則ともいうべき規定は近隣諸地域の特許状にも多数みられるものである。地名をかえただけでロリス特許状の八条・二七条とまったく同文の条項をもつものには、すくなくとも、ボワ^{II}コマン⁽¹²⁾ (Bois-Commun) 一

一八六年）やロリスのプレヴォテ内（*in potestate*）のクッセル（Courcelle）など十四カ村（一二七五年）がある。この十四カ村の住民は当然にもロリスのプレヴォ裁判権に服したが、レザリュール⁽¹⁵⁾ロワ（les Alluets-le-Roi 一七四年）やルマルシェ⁽¹⁶⁾ヌフ⁽¹⁶⁾デタンブ（le Marché-neuf d'Etampes 一二三三年）のような小さな新村（villes neuves）のばあいも、それぞれポワシイ（Poissy）やエタンブのプレヴォ裁判権に服した。シャペル⁽¹⁶⁾ラ⁽¹⁶⁾レヌ（Chapelle-la-Reine 一一〇八—一二三七年）やソー⁽¹⁷⁾ザン⁽¹⁷⁾ガティネ（Seaux-en-Gâtinais 一一五三年）はルイ七世治下でプレヴォテが設置されるが、それ以前の段階でも村を領域範囲とする（*secundum consuetudinem villae*）当地裁判の原則についての規定をもっている。ブルジュ（Bourges）とその管轄区域（*Septena*）⁽¹⁹⁾およびダン⁽²⁰⁾ル⁽²⁰⁾ロワ（Dun-le-Roi）とそのシャテルニーの住民に授与された特許状にもこの原則がみられる。また、国王直轄領内ではないが、ロリス特許状の影響をうけたショーモン⁽¹²⁾（Chaumont）でも、シャンパーニュ伯のプレヴォによる当地裁判の原則が規定されている。

つぎに、プレヴォ裁判権の性格であるが、この点について、ロリス特許状には明確な規定はない。しかし、他村の特許状と比較してみると、ロリスのばあいについても手がかりがえられるように思われる。

第三二条「ロリス住民のだれかがなにごとかで告訴されたばあい、それが証人によって立証されないならば、彼は原告の証言に反して自分の手だけによって「誓約することにより」自分の無罪を弁明することができる。」*« Et, si aliquis hominum de Loriaco accusatus de aliquo fuerit, et teste comprobari non poterit, contra probationem impetentis per solam manum suam se deculpabit. »*

国王直轄領内の別の特許状には、この条項と同内容の規定に加えて、自己弁明しえない例外が示されている。その

特許状にはロリスの影響をうけたもの⁽²²⁾とつけていないもの⁽²³⁾とがあるが、両者はほとんど同文といってさしつかえないものである。

「プレヴォが国王の規定する叛罪について住民のだれかに尋問するばあい、もし証拠がないならば、彼は自分らの手だけによって「誓約することにより」否認することができし免罪させられる。ただし、以下の重大犯罪事件のばあいは除く。すなわち、つねにガティネの慣習法により裁判される殺人、謀叛、婦女誘拐、それらに類するもの。」

この規定の後半は、いわゆる高級裁判権に言及したもので、ここから、慣習法特許状成立の時点でも、プレヴォに高級裁判権が委ねられていたことは確実である。ただし、それも十二世紀末頃までに限定されることである。⁽²⁴⁾

しかし、いづれにせよ、ロリス特許状成立の時点で、すでに、プレヴォの収入分は定額化され⁽²⁵⁾(七条)、プレヴォの役人としての一般的権限も最終条項で厳密に規定されているのである。

第五條「同時に以下のごとく定める。村においてプレヴォが就任するたびごとに、彼はこれら諸慣習法を厳守することをそのつど誓約すること、また、新規諸役人が就任するたびごとにも同様であること。」*« Proinde constituimus ut, quotiens in villa movebitur prepositus, unus post alterem juret se stabilius servaturum has consuetudines, et similiter novi servientes, quotiens movebuntur. »*

ソー・ザン・ガティネのばあいは、右の内容に加えて、「この誓約がなされる以前には、住民はプレヴォの問罪に應じて出頭するにはおよばない」⁽²⁶⁾、といっそう具体的な規定が与えられている。ロリス特許状三五条に類する規定条項は前掲のほとんどの村についてみられることであって、このことは、十一世紀にこの制度が創設されて以来封建領

主的存在であつたブレヴォがいまや単なる役人と化したことを一般的に示している。

(二) 下級役人

第二一条「触れ役人は、慣習により、ロリスでの結婚式において、いかなる〔収入も〕得ることができない。警邏役人もまた同様である。」*«In nuptiis Lorrinci prece consuetudine nichil habebit, nec excubitor.»*

第二二条「犁で土地を耕すところのロリス教区の農民はだれでも、慣習により、收穫時において、ロリスのすべての役人にたいして、一ミヌス以上の麦を支払うことはない。」*«Et nullus agricola de parrochia Lorrinci qui terram colat cum aratro plusquam unam minam siliqinis omnibus de Lorraco servientibus consuetudinem prebeat, quando messis erit.»*

第二三条「騎士のだれかまたは役人が、余の放牧林でロリス住民の馬あるいは他の家畜を見つけたとしても、ロリスのブレヴォのところへでなければ、それらを連行してはならない。(後略)」*«Et si miles aliquis, seu serviens, equos vel ala animalia hominum de Lorraco in nemoribus nostris invenerit, non debet illa ducere nisi ad prepositum de Lorraco.»*

第二四条「ロリスの諸パン焼ガマには、慣習により、諸管理役人を設置しない。」*«In furnis Lorrinci non erunt portatores consuetudine.»*

これらの規定から明らかかなように、下級役人の権限はきわめて狭いものにされた。しかし、これらの規定はこの特許状が成立する以前には、具体的な住民生活の次元で、役人たちによる頻繁な職権濫用があつたことを予想させる。

(三) サン＝ブノワ＝シュル＝ロワール修道院

この修道院はロリスの南西約二〇キロの地点にあり、ガティネ南部一帯に、ロリスをはじめとする広大な散在所領と多数の支修道院をもつ有力聖界領主であった。その勢力は、アナルシー下にあつては世俗領主による所領・諸権利の掠奪に抗し、また、諸村の司祭推薦権をめぐる、サンス大司教との長期紛争を展開しうるほどであった。⁽²⁷⁾ それだけに、この有力聖界領主の住民支配にたいする王権の規制も厳格なものであった。

第三十一条「サン＝ブノワ修道院所領において、家屋あるいは葡萄園あるいは牧場あるいは耕地あるいはまたなんらかの建物をもっているロリス住民はだれでも、サン＝ブノワ修道院長もしくはその役人によって裁判されることはない。ただし、十分の一税あるいはサンスについて違反したばあいは除く。しかし、そのばあいでも、裁判をうけるためにロリスから出ることはない。」*«Et nullus hominum Lorienti habitum domum vel vineam vel pratum aut agrum vel edificium aliquod in terra Sancti-Benedicti justificabit se pro abbate Sancti-Benedicti vel pro eius serviente, nisi pro garba, vel pro censu suo forfecerit; et tunc a Lorienti non exibat causa rectitudinis tenende.»*

ロリス＝プレヴォテ内の北西部に散在する十四カ村のばあいにも、ボワ＝コマンのばあいにも、ル＝ムリネ⁽²⁸⁾ (le Moulinet) のばあいにも、⁽²⁹⁾ 右と同文の規定条項がある。この条項により、かつての有力領主も国王直轄領においては、もはやただの土地領主にすぎず、公権力や高級裁判権に関しては完全に排除されることになった。プルウによれば、「ロリス住民にたいして国王がとったこの二つの措置、すなわち、住民をロリスでしか裁かせないこと、しかもプレヴォによってであること、これらは領主と国王役人の横暴から住民を保護した。同時に、国王は、住民がまき込

まれる訴訟の際に起りえた裁判管轄権をめぐる紛争、とりわけ、国王と Fleury (サン＝ブノワ) 修道院との間の紛争を未然に防ぐことになったのである⁽³¹⁾」

サン＝ブノワ修道院の権力を縮小しようとする国王の企図は、ロリス特許状の一条項に示されているだけでなく、ロリス特許状を普及させる過程でもあらわれている。

ロリスに隣接するルムリネ (le Moulinet) はロン (Lorrez) の領主ブランシャルの支配下にあったが、この領主の願出により、はやくもルイ六世によってロリス慣習法 (consuetudines Lorrain) が与えられた村である。しかし、ブランシャルの息子ロベールはルムリネのシャルニーが維持できなくなったため、一一五九年にルイ七世にこれを売渡した。このとき、国王はこのシャルニーの半分をサン＝ブノワ修道院に譲渡し、修道院にも五〇〇リブラを支払わせた。シャルニーの支配については、国王と修道院の間で「共同領主権契約」《Pariage》⁽³²⁾ が結ばれた。同時に、ルイ七世はシャルニーの住民に一一五五年のロリス特許状とまったく同文の特許状を授与した⁽³³⁾。しかし、ルイ七世はこの契約に違反して実弟のピエール・ド・クワルトネにこのシャルニーの一部を譲渡したため、修道院側から抗議をうけ、一一七三年、譲渡を取消すともに「共同領主権契約」を再確認した。この契約再確認の証書⁽³³⁾の内容はおおむねつぎのようなものである。

シャルニーは永久に両者によって分有される。すなわち、すべての収入は両者の間で均分され、一方が他方の取分を侵すことはできない。国王のプレヴォと修道院長のプレヴォはシャルニーにおける裁判権を分有し、国王は修道院長のプレヴォ内ではいかなる裁判権も行使しえず、また、その逆のばあいも同様である。ただし、修道院長のプレヴォが国王のプレヴォにたいして忠誠を誓うばあい、あるいはその逆のばあいは別である。一般に《Donjo》と

呼ばれる建物は特別であつて、国王に固有のものであり、それについて、修道院長は防衛・修繕・復旧に関する出費や義務をもたない。しかし、戦時には、修道院長はルムリネが獲得される以前に国王にたいして常に行つていたことを行なわなければならない。シャテルニーは両者の分有であつて、相争うことなく指定区域を守つて維持される。

この証書であきらかなことは、城砦を意味する《Donjon》が国王の独占的所有に属するのであるから、軍事面で王権の優位性が保障されていることである。さらに、裁判権についても、一方のプレヴォが他方の封臣となるならば、それ自体その封主のもとに帰属するようになっていくことである。封建関係は理論上は対等にみえても、軍事面で優位にある王権が封主になるのであるから、この契約は、結局は、事実上国王に有利となるようにしくまれている、とみるべきである。

以上みてきたように、国王による慣習法特許状授与の主目的は、ただの役人と化したプレヴォを介することによつて、政治権力を王権に集中しようとするものであつた。したがつて、このことはプレヴォテ（＝シャテルニー）を領域的単位とする直轄領支配体制の法的確立をめざすものであつた。

- (e) H. Gravier, *Essai sur les prévôts royaux du XI^e au XIV^e siècle*, Paris, 1904; A. Luchaire, *Histoire des institutions monarchiques de la France sous les premiers Capétiens* (987-1180) 2^e éd., Bruxelles, 1964, t. I, pp. 206-241. なお、フンジュー地方における伯や封建領主の真轄領に《praepositus》が出現するのも、史料上では、十一世紀の三〇年代であり、その性格もまた役人であると同時に封建領主的で
- あつた。cf. L. Halphen, "Prévôts et voyers du XI^e siècle - région angevine", ds. *A travers l'histoire du Moyen Age*, Paris, 1950, pp. 203-225.
- (f) ロリスを含むガティネ伯領が王権に属したのは一〇六六年のことである。この伯領は、フンジュー伯 Geoffroy Martel の死後、相続問題から同家に内紛が起きたのを契機に、これに干渉したバイリップ一世が獲得したものである。しかし、獲得が

ただちにそこでの王権の確立を意味しない。ルイ六世は一一二〇年にガティネのワイロント Foulques からロリス以下の六ア・レウオチを買収しているからである。ロリス特許状がルイ六世によって最初に授与された年代は、おそらく、一一二〇年以後ルイ七世即位までの十七年間に限定されてくるであろう。

M. Prou, *op. cit.*, pp. 4-5. cf. A. Longnon, *La formation de l'unité française, Paris, 1969 (réimpression de l'édition originale de 1922)*, pp. 70-72, 81.

(10) M. Prou, *op. cit.*, pp. 10-17.

(11) ロリス特許状の原文については、ブルワ前掲書の巻末付録に掲載されたものを主として利用した。その他、全文が収録されている史料集にはつぎのものがある。Recueil général des anciens lois française s, par Isambert, Jourdan et Decrusy, Paris, 1822-1827, 29 vol, T. I, pp. 153-158; Ordonnances des rois de France de la troisième race, Paris, 1723-1849, 22vol, T. XI, pp. 200-203.

(12) Ordonnances des rois, T. IV, p. 74, 76.

(13) Ordonnances, T. X, pp. 50-51.

(14) indulgimus quod pro alicujus Submonicione super aliqua querela, nisi in ipsa Villa vel Pensiaci, nullatenus respondebunt. Ordonnances, T. VII, p. 276.

(15) nullus calumpnie respondeant, neque pro aliquo

Prepsito quod masuris suis in causam veniat. *ibid.*, p. 34.

(16) Quisquis in villa forefecerit, secundum Consuetudinem ville emendabit. Pro submonitione extra villam, nullus inhabitantium ibit ad placitandum. Ordonnances, T. XI, pp. 239-240.

(17) Quisquis in Villa forifecerit, secundum consuetudinem Villae emendabit. Per submonitionem extra Villam nemo ibit ad placitandum, quamdiu tenuerit justitiam, corpus ejus non capietur. *ibid.*, p. 199.

(18) M. Pacaut, *Louis VII et son royaume, Paris, 1964*, p. 149.

(19) 《septena》は都市から七マイルの距離以内の地帯を意味する。J. F. Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon minus, Leiden, 1959-64*, p. 959.

(20) Homines Bituris manentes, et homines Septenae extra Bituricem urbem per Praepositum nostrum non placitabant; per Nos autem infra totam Septenam placitabant et non extra.

Similiter Duni habitantes et in Castellania, apud Dunum tantum per nostrum Praepositum placitabant: per Nos vero in tota Sepena et in tota Duni Castellania tantum. *ibid.*, p. 222.

- (21) Nullus hominum de parochia Calvimontis debet emendationem praeposito Calvimontis, nec praeposito Barri, nec praeposito Trekarum, nec praeposito Firmitatis, nec alium servienti comitis. M. Prou, *op. cit.*, p. 139.
- (22) Si praepositus forifactor Regis requisierit ab aliquo inhabitatore, nisi districtionatum fuerit, per solam manum suam denegabit, et quietus erit; exceptis majoribus maleficiis, ut est homicidium, prodition, furtum, raptum mulierum, et similia, quae semper ex consuetudine Gastinensi judicabuntur. *Ordonnances*, T. XI, p. 199. (Sceaux-en-Gâtinais)
- (23) M. Prou, *op. cit.*, p. 151. (Rozoy, 1180)
- (24) プレヴォ裁判権の内容は、十一・十二世紀までは重大犯罪事件を含む全般にわたるものであったが、バイイ (baillis) 制設置以後は大きく変化し、十三世紀には、民事事件と非重要刑事事件にかぎられ、貴族や教会に関する事件はバイイによって裁かれるようになった。H. Gravier, *op. cit.*, pp. 39-41.
- (25) 本章前掲註(7)を参照。
- (26) Quoties autem movebitur Proepositus, has consuetudines esse tenendas jurabit, nec antea ad ejus submonitionem

necesse erit homines venire *Ordonnances*, T. XI, p. 199.

- (27) 一〇五九年頃、シャティヨン＝シニール＝ロラン (Châtillon-sur-Loing) の小領主がサン＝リブノワ修道院の領民を掠奪した際、これに抗してまず領民が蜂起し、ついで、修道院がこれに介入してこの小領主を殺害している。また、一〇六六年には、サン＝リブノワ修道院は、国王の騎士が修道院所領を掠奪・荒廃させた事件に関して、国王の調停を要請している。サンス大司教との紛争に関しては、一一八〇年に一応の結着がみられ、大司教がロリスはじめ四カ村にたいする司祭推薦権を保持し、修道院は三カ村についてこれを保持するという協定が成立している。Prou, *op. cit.*, pp. 11, 142, 149-150.
- (28) *Ordonnances*, T. X, p. 52.
- (29) *Ordonnances*, T. IV, p. 77.
- (30) *Ordonnances*, T. XI, p. 204.
- (31) M. Prou, *op. cit.*, p. 44.
- (32) *Ordonnances*, T. XI, p. 204.
- (33) A. Luchaire, *Histoire des institutions monarchiques*, T. II, pp. 349-350, Notes et appendices, n° 27.

共同体の政治的位置

(一) 警邏義務 (excubiae)

第二五条 「慣習により、ロリスには警邏義務は存在しない。」《Et excubie non erunt Lorriaci consuetudine.》この規定に加えて、二一条では警邏役人《excubitor》の設置を確認しうるので、少なくともこの時点では、あきらかに住民の警邏義務は存在していない。だが、このことはロリスに初発からこの負担が存在しなかったことを意味しない。プルゥは「大多數の村では警邏義務を果たすことが住民に義務づけられていた」として、近隣諸村の例証をあげている。⁽³⁴⁾「ブル住民は慣行どおり村を警邏する」《Burgenses excubabunt villam sicut solent》(Monnetour-sur-Cher, 1269)。「村のプレヴォまたはその代理人から催促されたならば、いかに度々であっても、ブル住民は以下の要領で村を警邏しなければならない。すなわち、家とかまごをもつものは各々、なんらかの正当な理由がないかぎり、週に一度、警邏義務に出るか代理のものを送らなければならない……」《Quotiescumque burgenses, si moniti fuerint a praeposito villae vel ejus mandato, villam tenebuntur excubare ita quod unusquisque qui locum et focum tenebit, semel in hebdomada tenebitur ire in excubia vel mittere nuntium receptibilem nisi in aliqua causa rationabili fuerit ……》(Ays, 1301)。このことから、ロリスだけが例外なのではなく、てかってロリスにもこの慣行が存在していたとの推定が可能になる。

(二) 軍役義務 (expeditio et equitatio)

第三条 「何人も戦闘軍役 (expeditio) も護衛軍役 (equitatio) も果たすことはない。ただし、その日のうちに自分の家に戻ることを望んで、それが可能なばあいは除く。」《Nullus eorum in expeditionem nec equitationem eat, nisi eadem die ad domum suam, si voluerit, reveniat.》

このような往復一日程度の軍役義務規定をもつ特許状は、国王直轄領内では、ロリスの影響の有無にかかわらず多

数みられる。そのうち、ロリス特許状の影響をうけたものとしては、シャベル＝ラ＝レヌ⁽³⁵⁾（一一〇八―一一三七年）、ソールザン＝ガティネ⁽³⁶⁾（一一五三年）、ル＝ムリネ⁽³⁷⁾（一一五九年）、ロリス＝プレヴォテ内十四カ村⁽³⁸⁾（一二七五年）、ボワ＝コマン⁽³⁹⁾（一一八六年）、アンジ⁽⁴⁰⁾（Angy 一一八六年）などの特許状がある。ロリスの影響をうけていないものとしては、ロゾワ⁽⁴¹⁾（一一八一年）、ヴィルヌーヴ＝サン＝ムロン⁽⁴²⁾（Villeneuve-Saint-Melon 一一九六年）、ブルジュ・ダン＝ル＝ロワ⁽⁴³⁾（一二七五年、一一八一年⁽⁴⁴⁾）などの特許状がある。以上から、ロリス特許状の軍役義務規定は国王直轄領内ではほとんど一般的であるといえる。

しかし、同じく国王直轄領内にあるが、右のロリス第三条とやや異なる軍役義務規定をもつ村も少なくない。Angere-Regis（一一一九年）のばあい⁽⁴⁵⁾は、共同体全体に義務づけられたときにかぎってこれを果たすにすぎない。また、一一二三年のマルシェ＝ヌフ＝デタンブの特許状⁽⁴⁶⁾では、一〇年間という限定付で軍役義務の免除が規定されている。このほか、全面免除が認められた例もある。ルイ六世による Muravia の特許状⁽⁴⁷⁾、ルイ七世によるヴィルヌーヴ＝ブレ＝デタンブ（Villeneuve-près-Etampes 一一六九年）のもの⁽⁴⁸⁾、レ＝ザリュール＝ロワ（一一七四年）のもの⁽⁴⁹⁾などがある。

右のロリスと異なる例は年代的にみて限定付免除から無限定の軍役免除への推移を示している。しかし、ロリス特許状の軍役義務規定も一種の限定付免除と解釈することができるから、将来における全面免除への過渡的段階とみることができる⁽⁵⁰⁾。

さて、つぎに、国王直轄領周辺の諸侯や領主によって授与された特許状の軍役義務規定について検討し、それらをロリスなど国王直轄領における規定と比較してみることにしたい。

まず、シャンパーニュ伯領についてみよう。ジョンシュリ (Jonchery) 以下四カ村 (一一九八年) のばあいには、「戦闘軍役と護衛軍役に出ること」⁽⁵¹⁾と規定されているだけで、なんの限定条件もない。ガティネとの境界に近いエルヴィ (Ervy 一一九九年) の特許状は部分的にロリスの影響をうけたものであるが、そこでは、住民は「余 (伯) の側から求められたときはいつでも」果さなければならぬ、と明記されている。⁽⁵²⁾ 少なくとも、この義務の頻度に制限はない。また、ラヴィルヌーヴ・オ・シャトロ ⁽⁵³⁾ (La Villeneuve-au-Châtelot 一一五一—一一八一年) やヴィリエ・ザン・ナルゴンヌ ⁽⁵⁴⁾ (Villiers-en-Argonne 一二〇八年) のばあいには、伯自身または伯の家内のもので陣頭指揮するとかぎって、軍役が義務づけられている。後者のばあいには、往復一日程度にあたる距離的制限が加わっている。ニヴェルネ伯によって授与されたトンネル ⁽⁵⁵⁾ (Tonnerre 一一七四年) の特許状のばあいにも、住民は伯の召集があればいつでも軍事行動に参加するか代理人を送らなければならず、義務不履行の際は罰則・罰金が課せられる、とされている。

ガティネとシャンパーニュ伯領の境界地帯に位置する世俗領主 (シャンパーニュ伯の家臣) がシヨール・モン・シユル ⁽⁵⁶⁾ (Chaumont-sur-Yonne 一二四八年) 以下八カ村に与えた特許状の規定はつぎのとおりである。ロリスと同様、往復一日程度の制限はあるが、規定の軍役日数を越えたばあいは、領主がその超過分を償わなければならない。また、住民は能力に応じて武器を用意しなければならない。

これらの規定からは以下の諸点を確認することができる。第一に、シャンパーニュ伯領やニヴェルネ伯領には限定事項をともしない軍役義務規定が存在していることである。このことは、われわれがみたかぎりでは、国王直轄領内ではみられなかったケースである。第二に、シャンパーニュ伯やその家臣が与えた特許状では、時代が下るにつれ

てロリスと同様の限定事項が加わっていることであり、国王直轄領のばあいとほぼ同様の傾向をみることができる。しかし、重要なことは、第三に、国王直轄領のばあいに比べて後進性が認められることである。国王直轄領では、限定付免除から全面免除への移行はルイ六世からフィリップ・オーギュスト治世の前半、つまり、十二世紀初から末までの時期にみられた。これにたいして、周辺諸侯・領主のばあいには、無限定の軍役義務からロリスと同程度の限定付義務に移行する傾向がみられるのは、十二世紀後半から十三世紀前半のことである。

周辺諸侯・領主のばあい、国王に比べて、住民の軍役義務に依存する度合いが強く、また、国王が全面免除政策ではじめての時点でせいぜい限定付免除をはじめてるように、あきらかに、時間的・内容的な政策上の後進性が認められた。逆にいえば、封建王政の確立期とされる十二世紀後半の時点で、国王はだれよりも早く、また、できるだけ徹底した「兵農分離」政策を直轄領内で展開しようとしていたのである。

(三) 自治組織

プルゥによれば、「全行政権はプレヴォの手中にある。彼は国王の収入分を徴収し裁判を行なう。十二・三世紀にロリス住民が彼らの教区における諸事務の管理に關してなんらかの参加をしていた、と考えることはいかなるものをもつてしても不可能である」⁽⁵⁷⁾。たしかに、ロリス特許状には共同体の自治組織については一言も触れられていない。だが、規定条項の欠如がただちにこの組織の実態的不在を意味するものではない。また、自治組織の否定が慣習法特許状一般の基本的特質だったものでもない。シャンパーニュ伯領のヴィリエ・ザン・ナルゴンヌの特許状⁽⁵⁸⁾においても、ロリスとともに有名なボーモン・タン・ナルゴンヌ(Beaumont-en-Arnone)の特許状⁽⁵⁹⁾においても、また、ロリスをひな型とした国王直轄領外の特許状や直轄領内だがロリスの影響をうけていないブルジュの特許状⁽⁶¹⁾のばあい

にも、自治組織についてふれた条項は存在する。これら自治組織の存在を明確にする特許状と規定条項のないロリスのものとの内容的比較はそもそも不可能である。問題は、実態としての自治組織がロリスに存在したかどうかにあるのではなく、ロリス特許状になんらの規定条項もないという事実、それ自体にある。はじめに述べたように、慣習法特許状は、授与者が支配者と住民の権利・義務関係について、従来の慣行を確認・改定したものである。したがって、ロリス特許状におけるこの規定の欠如は、新しい慣行として公的機能を果す自治組織を認めまいとする授与者Ⅱ国王の政治的意図を表現したものにほかならない。

ロリス特許状における軍役義務規定は、周辺諸侯・領主のばあい比べて、時間的にも内容的にも、国王の政策の先進性を示し、しかも、それは国王直轄領に一般化しうることであった。しかし、自治組織に関する規定条項の欠如は、周辺諸侯・領主との比較においてだけでなく、国王直轄領内においてさえも、ロリス特許状に固有の特質であり、国王のもっとも徹底した共同体支配の意図を意味するものであった。⁽²³⁾

- (34) M. Prou, *op. cit.*, p. 28.
- (35) *Ordonnances*, T. XI, p. 240.
- (36) *Ibid.*, p. 199.
- (37) *Ibid.*, p. 204.
- (38) *Ordonnances*, T. X, p. 50.
- (39) *Ordonnances*, T. IV, p. 74.
- (40) *Ibid.*, p. 130.
- (41) M. Prou, *op. cit.*, p. 151, pièces just.^{no} IXbis.
- (42) *Ordonnances*, T. IV, p. 63.
- (43) *Ordonnances*, XI, p. 208.
- (44) *Ibid.*, p. 222.
- (45) neque ipsi in expeditionem vel iniquitatum, nisi per Communitatem ; scilicet, si omnes communiter iue iuberentur et irant. *Ordonnances*, T. VII, p. 445.
- (46) et omnibus illis qui apud Stampas in foro novo nostro hospitati vel hospitandi sunt, hanc consuetudinem

..... in decem annos concedimus.

(1) Ut infra hos terminos ab omni ablatione, tallia, expeditione et equitatis quieti, et soluit penitus permaneant. *Ordonnances*, T. XI, p. 183.

(47) quod Pater meus bone memorie Rex Ludovicus in loco qui dicitur Murallia, posuit Hospites, quos liberos et quietos ab omni Equitatu et Exercitu, a tallia et ab omni exactione *Ordonnances*, T. III, p. 303.

(48) et quicumque ibi fuerint hospitati, liberi erunt ab omni Exactione, Questa et Taillia et Touta, et exercitu et equitatu. *Ordonnances*, T. VII, p. 684.

(49) imperpetuum concessimus, quod ipsi et heredes ipsorum, et alii inibi hospitandi, a Tolta et Taillia et Exercitu et quietatu, corvata, et omnibus Consuetudinibus et exactionibus, liberi et immunes imperpetuum erunt, per totam Terram nostram; excepta plena Lege, que duodecim tantum Denariis emendabitur. *ibid.*, p. 276.

(50) プルウは、ロリス特許状の軍役義務規定について、つぎのような政治史的解釈をこころみている。すなわち、往復一日程度の軍役を直轄領住民から確保する必要があつたのは、ガタイネやイーランドロフフランス内の反逆領主層を鎮定しなければならなかつたルイ六世の時代にかぎられる。なぜなら、ルイ七世

の時代になると、軍事行動の範囲が広くなつて、王国全域におよんだため、往復一日程度の軍役は無意味となつたからである。したがつて、第三条にみられる軍役義務規定は十二世紀中葉以降には事実上の全面免除を意味した。M. Prou, *op. cit.*, p. 30.

(51) (5) Homines dictarum in expeditionibus et equitatibus ibunt. *Ordonnance*, T. VIII, p. 408.

(52) (3) In expeditionem et exercitum ibunt, quotiens ex parte mea fuerint requisiti. *Ordonnances*, T. VI, p. 201.

(53) Homines in predicta Villa manentes, nec in Exercitum nec in Expeditionem ibunt, nisi ego ipse prius assuo. *Ibid.*, pp. 319-320.

(54) (6) Exercitum et calvachiam meam etiam facient, si ego vel aliquis de domo praesens fuit, item tamen quod Materram non transibunt. M. Prou, *op. cit.*, p. pièces just., n° XVII.

(55) (8) De chevauchiis dictum est quod singuli ibunt in expeditionem meam, aut mittent pro se servientem idoneum, quotiens eos faciam submoneri; et qui non fuerit, nec mittet pro se servientem, conducet servientem quamdiu durabit expeditio, et secundum Legem conditionis emendabit. *Ordonnances*, T. XI, p. 218.

(56) (12) Nullus dictorum hominum in expeditionem vel equitationem seu citationem ire tenebitur quin ad domum suam, si voluerit, redeat ipsa die. Si autem amplius pernoctare vel amplius moram facere quemquam contigerit, ipsi Heluysis, Petrus et heredes eorum tenebuntur ipsum rationabiliter procurare.

(13) Quilibet dictorum hominum tenebitur habere armaturam secundum possibilitatem suam. M. Prou, *op. cit.*, p. 163, pièces just. n° XX.

(57) *Ibid.*, p. 19.

(58) 四人の陪審員の存在。(7) Quatuor jurati in villa erunt qui jura nostra et villae conservabunt. *ibid.*, p. 158, pièces just., n° XVII.

(59) Ed. Bonvalot, *Le Tiers Etats d'après la charte de Beaumont et ses filiales, Nancy et Metz, 1884*. cf. A. Luchaire, *Manuel des institutions françaises, période des capétiens directs, Bruxelles, 1964*, pp. 404-405. この特許状はランス大司教によって授与されたものであるが、十二世紀末以降、リエクサンブール、コレース、シャンペーニエなどの諸侯領五〇八カ村に普及されたものであり、これには、政治的に領主支配から独立していないとはいえ、毎年住民によって選出される《major》と十二人の《jurati》が存在し、彼ら

が領主の代理で年三回の村民裁判集会を開き、財政・行政・裁判などの諸権利の一部をになうことによつて、領主支配と共同体自治の接点に位置することが規定されている (Bonvalot の著書については筆者未見)。

(60) ニヴェルネ伯とその妻によるヴェルマントン (Vermanton 一二三五年) の特許状ではブレヴォが下級役人を設置する際に住民の同意を必要とする。Prepositus noster qui pro tempore ibidem erit, Bedellos suos per accordamentum predictorum hominum in dictam tenebitur ponere libertatem. *Ordonnances*, T. IX, p. 578.

また、モンヌ流域八カ村の在地領主による特許状 (一二四八年) では、つぎのような自治組織についての言及がある。村民は自らの財政・財産の管理のために《messores》を選出する。《messores》は領主のブレヴォにたいして犯罪事件の報告と犯罪者の送達義務をもつ。犯罪がブレヴォに達しない場合は、《messores》自身が損害額と賠償額をブレヴォに報告し、「報告料」《messoria》をうけとる。もし村民が《messores》の選出・設置を望まなければ、村民自身がこれらの任務を果たす。(9) Dicti quoque homines communi assensu eligent messores ad custodiendum fructus et exitus suos ac bona ipsorum; qui messores dicte Heluysi et Petro et heredibus suis, seu preposito ipsorum, jurabunt quod dictos fructus,

慣習法特許状の政治史的意義

exitus et bona fideliter conservabunt, et quod omnia forefacta, de quibus debebit emenda haberi, dicto preposito revelabunt et capciones ei adducent. (10) Si vero non placuerit eis eligere messorum nec habere, ipsi jurabunt eisdem Heluysi, Petro et heredibus suis, seu preposito ipsorum quod alter alterius fructus et bona fideliter servabit et forefacta suo preposito revelabit, et captione ei adducet, sicut est predictum. (11) Si vero contigerit quod forefactum ad prepositum devenerit, prepositus faciet illi, cujus forefactum fuerit, dampnum suum restaurare; et, si forefactum ad prepositum non pertineat, messorum ad illum, cujus dampnum fuerit, gagia reportabunt; et ille messoribus messeriam suam reddet, videlicet unum denarium turonensem pro messeria. M. Prou, *op. cit.*, p. 163, pièces just., n° XX.

一 ロリス特許状普及の意義

地理的・年代的分布状況

ロリスの影響をうけた特許状をもつ八三カ村について、その授与者の地位を分類すると、まず、半数を越える四七カ村がカペ諸王によるものである。国王ルイ七世の実弟、エーランド・フランスとその子孫であるクアルトネ (Courtenay) 領主が九カ村 (ネヴェル・フオーレ伯を含む)。サ

(61) アール・シエドは、罰金額や抵当物件の処理に關して決定権を有し《Probi homines》が存在する。(3) Nullus eorum capietur, nec res alicujus eorum, quamdiu saluum Plegium vel bonam securitatem praestare poterit et voluerit, quod justitiae stabit; sed Plegius vel securitas illa pro homine de Bituris vel de Septena, data, non poterit nantari vel capi, donec per Probos homines Bituricis manentes secundum villae Consuetudines sit judicatum quid vel quantum pro forisfacto illo, pro quo plegius et securitas illa data fuerit, debeat emendari. *Ordonnances*, T. XI, p. 222.

(62) *Ordonnances de rois* によるかぎり、国王直轄領内にあつてロリスの影響をうけた村の特許状においては、自治組織に關する規定条項はみあたらない。

ンセール(Sancerre)伯が六カ村。シャンパーニュ伯が八カ村(プロワ伯を含む)。サンス大司教が二カ村。一般の領主層のばあいは、エロイーズ¹ド¹シヨモンとその息子ピエール¹デ¹ボールが九カ村(うち三カ村については国王も授与)に授与したほかは、各領主が一ないし二カ村に授与しているにすぎない。ここで特徴的なのは、国王が群を抜いて多く(五七%)、ガティネとそれに隣接する聖俗諸侯がそれについており(三〇%)、一般領主層はごく僅かにすぎない(十三%)ことである。⁽¹⁾

地理的分布においては、国王の授与地はつぎの二つに分類される。一、エソンヌ、ロワール、ヨンヌ、セーヌの諸河川に囲まれるガティネ地方とその周辺地帯(とくに、その西部と北東部に集中している)。二、ロリスからはるかなのオーヴェルニュ地方とマコン地方。シャンパーニュ伯領ではトロワ(Troyes)の南西部一帯に集中している。クルトネ領主のばあいはガティネ内部とシエル流域とオセール南部とにそれぞれ若干づつ授与している。サンセール伯はロワール左岸のサンセールを中心とその上・下流域に授与している。一般領主のばあいは、ガティネとシャンパーニュの境界地帯ヨンヌ流域に集中している以外は、ほとんどガティネの遠隔地に点在している。⁽²⁾

年代的分布状況についてみると、国王授与地四七カ村中七割強にあたる三四カ村がルイ六世からフィリップ¹オーギュスト治世の一二〇二年までの間に授与されている。しかし、ルイ六世が授与しているのは二カ村だけであるから、実質的には、ルイ七世治世の後半とフィリップ¹オーギュスト治世の前半の時代ということになる。したがって、国王がロリス特許状を集中的に普及させた時期は十二世紀後半である。その内容を地理的にみると、ルイ七世時代の後半期にガティネとその周辺地帯の大多数の村に普及され、遠隔地のノネット(Noyette)とマコン地方諸村は十二世紀末―十二世紀初のフィリップ¹オーギュースト時代である。

慣習法特許状の政治史的意義

シャンパーニュ伯領のばあい、もつとも早いものでも一一六五年に授与されているにすぎず、大多数は一一九〇年代にガディネと接する地帯に授与されたものである。クウルトネ領のばあいは、ルイ七世治世の一一七〇年代に三カ村、他は十三世紀前半であり、サンセール伯領のばあいも十二世紀後半から末期以降である。サンス大司教による二カ村は一一七〇年代である。このように、周辺諸侯の集中的授与期は、国王のばあいよりもやや遅れて、十二世紀末から十三世紀初である。

一般領主層による普及の時期はさらに遅れて、早いものでも一二一二年頃であり、他はすべて十三世紀中葉である。⁽³⁾

(1) 表Iを参照。

(2) 地図Iを参照。

(3) 表I、表IIを参照。

国王直轄領への普及

(一) ガティネとその周辺

すでにみたように、ロリス特許状をはじめ直轄領諸村に授与された慣習法特許状は、プレヴォテを領域的単位とする王権の支配体制の法的確立をめざすものであった。M・パコーの研究によれば、プレヴォテが直轄領内に組織的に配置されたのはルイ七世の時代であった。ロベール二世からルイ六世までの四代、約一世紀間に設置されたプレヴォテが二ないし二カ所であったのにたいし、ルイ七世時代に新設されたものが十六カ所である。しかも、十六カ所中十二カ所までがガティネとその周辺地帯に集中している。⁽⁴⁾この事實はロリス特許状の国王直轄領内への普及状況と地理的にも年代的にもほぼ一致している。したがって、ロリス特許状普及の第一の目的は、政治機構の整備・確立を

めざす新しい法的慣行を直轄領内に普及することであった。

以下に、このばあいの普及がいかなる手段を通じてなされたのかについて検討することにした。

ロリスのように、国王役人による諸権利の濫用や周辺領主層による掠奪を防ぎ、人口集中とそれによる収入増大をねらって普及されたケースは、明確なものとしては、一一六五年の一カ村のばあいだけである。⁽⁵⁾ リュシエールやパコーによると、十二世紀後半における王権の中心課題は以下のように説明されている。「以前には手に負えなかったイールド＝フランスのバロンたちは……王権の高級官僚と化し」、もはや王権の重点課題はイールド＝フランスの枠を越えて、有力諸侯層をいかに掌握するか、に移行していた。⁽⁶⁾ 他方、国王直轄領に関しては、「ルイ七世の主要課題は巧みな管理によってそれを開発することであった」⁽⁷⁾ し、より具体的にいうならば、「ルイ七世はこうした新しい中心地を計画的に増やすことを望み、新村建設においては、封建領主に打撃を与えとともに、直轄領を富裕にする効果的な手段を追求した最初の君主であった」⁽⁸⁾。だから、ロリス特許状がガティネ一帯に普及されていく時期には、ルイ六世がロリスに授与したときのモティーフはそのままのかたちでは通用しなかった。

ブルッの付録リストによれば、あきらかに新村(villeneuve)であってロリス特許状が普及された村には、Villeneuve-le-Roi(一一六三年)、Lorrez-le-BocageとPréaux近隣の新村(一一六九年)があり、開拓入植を目的としているものには、FlagyとBichereau(一一七七年)がある。⁽⁹⁾ さらに、パコーによれば、Seaux-en-Gâtinais(一一五三年)、Voult, Chéroy, Lixy(一一六九年)、Gaubertin以下ロリス＝プレヴォテ内の十四カ村(一一七五年)がこの部類に属している。⁽¹⁰⁾ これらを合計すると二二カ村になり、ルイ七世によって普及された村のほとんどすべてにあたる。このことから、ガティネ一帯の国王直轄領におけるロリス特許状の普及は拓植政策と同一線上でなされたといえる。

以上の諸村のうち共同領主権契約 *«pariage»* をともなうケースも少なくない。ブルッによれば、ルイ七世時代にこの契約をともなつてロリス特許状が普及されたのは九カ村、フィリップ・オーギュスト時代には三カ村である。⁽¹¹⁾ これらの契約の大多数は国王が聖界領主との間に結んだものであるが、弱小世俗領主との間に成立させたものもある。

一七七年のフラジイ (Fragy) とビシュロー (Bichereau) についての契約はルイ七世が陪臣にあたる世俗領主と締結したもので、国王が陪臣の所領と領民にたいして直接支配を実現しようとしたものである。すなわち、フラジイは陪臣ユグー・ル・ノワールがその封主ジロン・ド・モレから封として保有していたものであり、ビシュローはユグとその妻ファヴィアが封主ギベール・ド・カンヌからうけていた封であった。ロリス特許状の普及によつてこの二村に人口を集中するために契約が成立したのであるが、その際、両封主の隷属民を永住させないという条件だけで、これらの村での全収入と裁判権が国王との間で均分され、共同でプレヴォと諸役人が設置されることになったのである。⁽¹²⁾

聖界領主との契約の例については、すでにル・ムリネのケースを示した。⁽¹³⁾ そのほか、国王は収入の半分を確保するとともに、軍事権・裁判権に関する独占ないし優位を獲得したのであった。⁽¹⁴⁾

このように、共同領主権契約は国王が聖俗領主の所領と支配権を平和裡に奪取する有効な手段であり、同時に、その所領の住民にロリス特許状を普及することになれば、拡大された直轄領の支配体制の安定化を保障することにもなった。⁽¹⁵⁾ したがつて、ガティネとその周辺一帯へのロリス特許状の普及は、国王直轄領の拓植政策による充実と共同領主権契約政策による拡大をともない一つ、その支配体制の法的確立・普及をめざす政策として展開されたのである。

(一) ノネット (Nonette) とマコン地方 (Maconnais) 諸村

直線距離でもロリスから三〇〇キロはあるノネット村と二〇〇キロはあるサン＝タンドレ＝ル＝デゼール (Saint-André-le-Désert) 村にロリス特許状が普及されたのは一一八八年である。これらの村が遠隔で孤立していることから、ガティネ一帯への普及とは異なる事情があるとの予想がつく。たしかに、この二村に普及されたのはフィリップ・オーギュストのオーヴェルニュとブルゴーニュへの遠征の二年後であった。しかし、王権の拡大がイール＝ド＝フランスを越えたのはすでにルイ七世のときからであり、とりわけ、一一五九年以降、教皇アレクサンドル三世との親密な関係が成立してからのことであつた。

ルイ七世が有力諸侯を制圧・掌握すべくとつた政策の第一は、教皇権を利用した積極的な教会保護の政策である。当時、オーヴェルニュやブルゴーニュ等の諸侯領では、諸侯自身または有力領主たちが教会の所領・諸権利を強奪し、あるいは、有力聖界領主との間で覇権を争っていた。これにたいし、教皇は教会掠奪者に破門を宣告し、国王は裁判権の行使とともに軍事介入にでたのである。しかし、さらに情勢を複雑にしていたのは、西からはオーヴェルニュ等にプラントジネットのヘンリー二世が、東からはブルゴーニュにフリードリッヒ＝バルバロッサがそれぞれ支配権を確立せんとしていたことであり、当然にも、彼らが地元の諸侯や有力領主を掌握して反カペの尖兵にしたてていたことである。そこで、ルイ七世は北部・東部の有力諸侯、つまり、フランドル伯やシャンパーニュ伯と同盟し、南部のオーヴェルニュ・ラングドック、南東部のブルゴーニュの攻略にからねばならなかったのである。⁽¹⁶⁾

ノネットやサン＝タンドレ＝ル＝デゼールのような小村への普及といえども、右のようなカペ王権を中心とする政治情勢との関連で検討されなくてはならないと考える。

十二世紀のオーヴェルニュ伯領では、伯自身やポリニャク (Polignac) のヴィコントが諸聖界所領を掠奪しつづけていた。とりわけ、ポリニャク領主一門によるル・ピュイ (Le Puy) 司教区教会の掠奪は激しく、両者の間では、合計七回の「和約」が締結されている。四回目までは伯領内の他の諸司教・修道院長・伯の支配権を介して「和約」が成立していたが、いずれもポリニャク領主の掠奪を終止させうるものではなかった。教皇はこの掠奪者を破門したが効果なく、結局、ルイ七世に軍事介入を勧告することになった。一一六四年の五回目の和約ははじめて王権を媒介としたものであり、それによって、しばし伯領の平和を保障することができた。しかし、プランタジネットの支援によって息をふきかえしたポリニャク領主が教会攻撃を再開したため、一一六九年、国王は再度進軍し、ヴィコントの拠点であるノネット城を奪取し、彼に授封していたすべての封の没収と一門の者の投獄をプロワ伯を通じて宣告した。これが六回目の和約であるが、この判決内容は執行されるにいたらなかった。そして、一一七一年、国王自らによる七回目にしてようやく長期にわたる紛争に終止符がうたれることになった。その和約の内容は、ポリニャク一門がル・ピュイ司教に忠誠を誓うこと、ヴィコントの地位を放棄すること、八カ村の城砦や所領を司教に放棄することなどであり、この一門の勢力を著しく弱めるものであった。こうして、カペ王権によって平和が確立され、さらに、これを契機としてオーヴェルニュへの王権の浸透が可能になったのであるが、カペとプランタジネットの間にはなんらの解決もみいだされておらず、フィリップ・オーギュスト治下の一一八六年に紛争は再燃する。このとき国王は最後の切札としてノネット村にロリス特許状を与え、それによってカペ王権にたいする住民の安定した服従をわがものにしたのであった。⁽¹⁷⁾

マコン地方諸村への普及も国王の政策としてはノネット村のばあいと基本的に同じ性格をもっている。

フリードリッヒバルバロッサに支えられたマコン伯、シャロン伯等の有力諸侯・領主層がマコン司教、シャロン司教、クリュニー修道院長等の聖界領主権力と対決し、しばしば教会所領を掠奪していた。このばあいも、ルイ七世は初期の段階では裁判権を行使する程度であったが、それも効なしとみるや、一一六六年と一一七一年の二度にわたる遠征によってこれら世俗領主を制圧し、その代償として、諸教会からサン＝ジャングウ (Saint-Gengoux) はじめ多くの村に関する共同領主権契約の締結をかちえている。⁽¹⁸⁾ フィリップ＝オーギュストも、遠征の成果として、サン＝ジャン (Saint-Jean) 修道院との共同領主権契約によってサン＝タンドレ＝ル＝デゼールを獲得し、そこにロリス特許状を普及した。⁽¹⁹⁾ また、G・デュビーイによれば、サン＝タンドレのごく近隣のサン＝ジャングウ (授与年代不明)、サロルネ (Salornay 一一二〇年頃)、プリセ (Prisse 一二三三年) といったいずれも共同領主権契約によって獲得された諸村にもロリス特許状が普及された。さらに国王の普及政策のために人口流出の打撃をうけたコルトヴ＝(Corte-vax) の城主は、防禦策として、ロリスを部分的に模倣した特許状を同村に授与したのである。⁽²⁰⁾

以上から、ロリス特許状の国王直轄領内への普及が二つの意味をもっていたことがわかる。第一に、ガティネとその周辺一帯への普及は、聖界領主や弱小世俗領主の所領・諸権利を平和裡に駆逐しながら、王権の物質的基礎を拡大し、同時に、ロリス特許状や共同領主権契約状が示しているように、彼ら領主層の支配権を弱めることによって、王権を定着させるものであった。いいかえれば、「カペ直轄支配領」《*principauté capétienne*》の完成にとって、ロリス特許状の普及は決定的な役割を果たしたのであった。第二に、遠隔の直轄領は地方的内乱を契機とする軍事介入によって獲得されたものであり、そこへのロリス特許状の普及は諸侯権力掌握のための前線基地を設置したことにほかならなかった。それゆえ、後者のばあいは、封建王政の確立⁽²¹⁾にとってこれまた重要な役割を果たすことになったので

ある。

- (4) M. Pacaut, *Louis VII et son royaume*, pp. 149-150, cf. 地図 II。
 - (5) M. Prou, *op. cit.*, pp. 75, 109.
 - (6) A. Luchaire, *Histoire des institutions monarchiques*, T. II, pp. 282-284. ; M. Pacaut, *op. cit.*, pp. 161-162.
 - (7) M. Pacaut, *op. cit.*, p. 183.
 - (8) A. Luchaire, *Histoire des institutions monarchiques*, T. II, p. 140.
 - (9) M. Prou, *op. cit.*, pp. 108-109, 111.
 - (10) M. Pacaut, *op. cit.*, pp. 141-142.
 - (11) M. Prou, *op. cit.*, pp. 72-78, 82, 84.
 - (12) *Ibid.*, p. 148, pièces just., n° VII.
 - (13) 第一章の註(30)を参照。
 - (14) シャンペーニエ伯とコンデ(Condes)支修道院長との間の共同領主権契約を前提とする慣習法特許状のはあいにも、同様の規定をみることができる。支修道院所属の四カ村にたいして、伯ティボー三世が一一九八年に授与したものである。
- (2) Omnes homines qui modo sunt in nominatis Villis, et qui in futurum advenient, pro quolibet animali ad carrugam trahente, duodecim denarios tantum persolvat. Ex hoc redditu

Prior de Condis duas partes habebit, et ego terciam.

(3) Vadia Duelli in manu Prioris dabuntur, et tenebit illud usque ad Majora Sacramenta: exinde Duellum in manu Prepositi mei erit.

(4) Due partes justicie Prioris erunt, et tercia mea. Furtum vero meum erit, et forefactum hominis occisi, quod dicitur multrum, et falsa mensura.

すなわち、荷車用家畜からの税収入については支修道院長三分の二、伯は三分の一の配分であるが、法廷決闘の保証金については、決闘開始以前に両当事者によつてなされる誓約を境にして、それ以前ならば支修道院長の管理で、それ以後の段階まで進めば伯の管理下におかれるように規定されている。また、裁判権一般についても、量的には二対一で支修道院長に多くが認められているが、高級裁判権にかわる重大犯罪事件に関する裁判権はもっぱら伯の側に帰属するようになってい

Ordonnances, T. VIII, p. 408.

- (15) 共同領主権契約はかならずしも慣習法特許状をとまなわな
- い。ジョフニイ(Joigny)領主ジラルルルワエールはヴァンヌ(Vanne)川に四台の縮減用水車を建設したのち、これらについて、ルイ七世との間に共同領主権契約を結び、これらへ

の強制使用権¹¹ベナリテを承認してもらう反面、国王にはそこからあがる収入の半分を認めている。A. Luchaire, *Histoire des institutions*, T. II, p. 349, Notes et appendices, n° 26. ^註た、元来未開の直轄領であつた地域を開拓し、そこに慣習法特許状を授与するばあいもあつた。M. Pacaut, *op. cit.*, pp. 139-140.

- (16) *Ibid.*, pp. 70, 73-74, 84, 187-194; A. Luchaire, *Histoire des institutions*, T. II, pp. 284-285.
- (17) A. Luchaire, *Etudes sur les actes de Louis VII*, Bruxelles, 1964, pp. 283-284, 289, n° 581, 582, 600; M. Prou, *op. cit.*, pp. 78-80; M. Pacaut, *op. cit.*, pp. 85-87; A. Luchaire, *Histoire des institutions*, T. II, pp. 292-294.
- (18) M. Pacaut, *op. cit.*, pp. 89-90, 189-191, A. Luchaire, *Histoire des institutions*, T. II, pp. 286-289.
- (19) quod homines universos qui ad praesens mansionarii

sunt in Potestate Beati Andreae, et illos qui deinceps ibidem mansuri venient, in protectionem et custodiam nostram per posse nostrum suscipimus, quamdiu per rationem eos tueri poterimus; eisdemque Consuetudines Lorriaci concessimus, sub ea conditione quod omnium proventuum qui de Potestate illa provenerint, medietatem percipiemus. *Ordonnances*, T. XI, p. 252.

- (20) G. Duby, *La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise*, Paris, 1953, pp. 600-603.
- (21) 封建王政確立過程の包括的研究については、下野義朗「フランス封建王政をめぐる基本的諸問題(其の一)」(『北大史学』十二号、一九六八)、「同(其の二の1)」(『愛知県立大学外国語学部紀要』四号、一九六九)、「同(其の二の2)」(『愛知県立大学外国語学部紀要』六号、一九七一)を参照。

シヤンパーニエ伯領への普及
そもそも、ロリス特許状がガティネとその周辺地帯の国王直轄領に集中的に普及されたのはなぜなのか。また、シヤンパーニエ伯が伯領内にはかならずロリス特許状を普及させたのはなぜなのか。これらの問題を考えるばあいでも、十一世紀から十二世紀初頭の政治情勢について一瞥しておく必要があるように思われる。

J・ドントによれば、十一世紀前半アソリ一世の時代はカペ王権が最大の危機に瀕したときである。すなわち、

慣習法特許状の政治史的意義

ロベール家のプランシポータ「*principauté robertienne*」が解体し、そのヴィコントにすぎなかったアンジュー家とブロワールシャルトル（シャンパーニュ）家が有力封建諸侯として抬頭して、東西から王権を脅かしたときであった。同時に、国王の役人層や彼から授封されている貴族や騎士たちまでもが、国王アンリ一世の母コンスタンスに唆されて、反旗をひるがえして独立を志向し、王権を足元からゆさぶっていた。とりわけ、カペ支配領を東西と北から包囲しているブロワのオド（Eudes II de Blois）が南部のガティネとサンス伯領をも併合せんとして、王権伸長の出口を完全に遮断しようと企てており、彼と王位篡奪をねらうコンスタンスが結託して王権に挑戦したときは、王権はまさにどん底であった。この危機を脱し南部と西部の「窓」をかるうじて守ることができたのは一〇三七年のことである。⁽²²⁾その意味で、フィリップ一世が一〇六九年にガティネを獲得したことは王権にとって決定的であった。オド二世の死によってシャンパーニュ伯領は一時分散するが、一二二五年ティボーール・グランが即位するにおよんで、トロワ、モー（Meaux）、ブロワ、シャルトルの各伯領は再統合され、再び王権を包囲するに至った。⁽²³⁾このような政治情勢から判断すれば、どの地域よりも出口としてのガティネに強固な支配体制を確立することが、王権にとって、生死にかかわる課題であったことは疑いがない。

しかし、同じ課題は同時にシャンパーニュ伯の側にもあったのであり、王権にせよ伯権力にせよ、それぞれのプランシポータ確立にあたって相互に競合関係にあった、とみることもできるのである。

シャンパーニュ伯によってロリス特許状が普及された諸村はトロワ西部に集中しており、だいたい南北にならんで位置している。それらの西側には、十五キロから三〇キロ程の間隔をおいて、国王によって授与されたヴォワジヌ（Voisines 一一八七年）とディスマン（Dixmont 一一九〇年）があり、サンス大司教が授与したヴィルヌーヴ・ラ

ルシニェック (Villeneuve-l'Archevêque 一一七二年) がある。さらに、サンスからモントロ (Montereau) までの
ヨヌヌ流域には在地領主エロイーズとビエールが八カ村にわたって普及させている。この在地領主はシャンパーニュ
伯の家臣である。⁽²⁴⁾ その西側およそ十キロから十五キロの地帯 (ガティネ北東部) には国王が普及させた諸村が密集し
ている。

セーヌ・マルヌ間はロリス特許状が普及していないいわば空白地帯である。しかし、この地域については、簡潔な
J・ユベールの研究がある。これによれば、ムラン (Melun) のシャテルニーとシャンパーニュ伯領の境界は十一世
紀なかばすぎまでに「封建的境界」*« frontière féodale »* として形成されるが、実質的には、森林や沼地などで区分
される「自然的境界」*« frontière naturelle »* があるにすぎない。しかも、それは境界線ではなく、五キロから十五
キロ程度の幅をもつ「境界地帯」*« zone frontière »* をなしているものであって、その地帯は *« marche »* とよばれて
いる。そこでは、国王も伯も共通に諸権利を行使することができる。したがって、この幅がせばまって厳密な境界線
が形成されるとすれば、それは両者の力関係によってきまることである。十二世紀と十三世紀前半に展開される開墾
運動は、その点で、決定的な意味をもち、「境界地帯」の性格を根本から変えていく。地図Ⅲで一目瞭然のように、
そこには、国王も伯も競合して、多数の新村・修道院・騎士領を創設し、それらを防衛するために、石造城砦を建設
しているのである。⁽²⁵⁾ このことは両者の拓植政策による境界の現実的確立を意味している。

すでに検討ずみのように、十二世紀後半のガティネ一帯へのロリス特許状の普及は、国王の拓植・共同領主権契約
の政策と一体をなすものであった。そして、この普及政策は「カペ直轄支配領」の完成に決定的役割を果たしたが、
同じように、シャンパーニュ伯も十二世紀後半から十三世紀初頭にかけて自己の領域的支配権を確立していったので

慣習法特許状の政治史的意義

ある。十二世紀後半、とりわけ、九〇年代に集中して普及されたトロワ南西部の六カ村はそのような意味をもっていたといえる。

しかし、ガティネとの境界地帯に位置するがゆえに、ロリス特許状が普及されたのであって、「内陸」部や別の境界地帯であれば、ロリスのものである必要はない。ブルウはシャパーニュ伯によって授与された慣習法特許状をつぎのように分類している。第一はロリスのものとは全面的に同一内容のもの、第二は部分的にそれを借用しているもの、第三はロリスとまったく無関係のもの、である。⁽²⁶⁾この第三の部類に属するヴィルヌーヴ・オーシャトロ (Villeneuve-au-Châtelot 一一七五年)、モンタニャ (Montagne 一二〇〇年)、ヴィリエ・ザン・ナルゴンヌ (一二〇八年) は少なくとも伯領の比較的「内陸」部あるいは東部に位置している。

シャパーニュにおいて慣習法特許状が積極的に授与された時期は十二世紀末から十三世紀初頭のアンリ・ル・リベラル、アンリ二世、ティボー三世の時代である。この時代は一二二五年に即位したティボー・ル・グラン以来の一貫した領土拡大政策と支配構造の整備とが一応の完成をみる時期に照応している。すなわち、諸伯はトロワやモールの司教区で《*droit de régal*》を行使し、諸修道院長の叙任権を保持するとともに、数多くの共同領主権契約を締結し、また、伯領内の二九のシャテルニーにはそれぞれプレヴォを配置し、彼らが権力濫用によってヴィコントラと衝突するようになると、早くも一一八九年には国王にならってバイイ制を採用する、といったぐあいであった。⁽²⁷⁾

このように、シャパーニュ伯領においても、慣習法特許状の授与・普及と深く関連しながら、プランシポータは確立されていた。しかし、同時に、カペ権力の浸透力も予想外に強く、一二〇七年には、フィリップ・オーギュストとシャパーニュ伯夫人ブランシュとの間につきのような協定が成立しているのである。

「余は親愛にして忠実なる余のシャンパーニュ伯夫人ブランシュおよびギルガストブル(Cui Gasteble)とマンリド
ドミニ(Henri de Maunid)にたいし以下のことを約束する。デイスモン、マレールロワ(Malay le Roi)
サリニ(Saligny)、ヴォワジヌ、トリニ(Thorigny)、同様にオルーズ(Oreuse)川とヨンス川の間にはさまれ
た地域⁽²⁸⁾では、余はいかなる新村も建設しえないこと、またいかなるものとの間にも共同領主権契約を締結しえない
こと、さらに、サンス教会参事会と余の間に結ばれたトリニに関する共同領主権契約の証書が以後はいかなる価
値も重要性ももたないことを、余は本証書によって望みかつ決定する。……その代償として、彼ら自身は余にたい
して一〇〇〇リーヴル・パリジを貨幣で引き渡すこと⁽²⁹⁾」

この協定は境界問題に関してあきらかに国王側の優位を示している。すなわち、トロワ西部の諸村からは多大な人
口がカペ側の特権地帯へと流出し、そのために、シャンパーニュ伯とこの地域の領主たちがこの協定に示されたよう
なかたちで王権の浸蝕を防止しようとしているからである。一二一〇年にも、フィリップ・オーギュストはブランシ
ュにたいし、彼女の息子ティボーが成人するまでは、王権下の村に彼女の隷属民をうけ入れない、との協定を結んで
いる。一二二九年にも、サン・ルイが同様の約束をしており、もはや、事態は動かしがたいものとなったのである。

カペ王家にせよシャンパーニュ伯家にせよ、慣習法特許状授与政策を積極的におしすすめながらそれぞれのブラン
シボーテを確立していったのであるが、カペの方はいちはやく王権としての確立をも達成していたのである。さら
に、王権の優位性は、サン・ルイ治下の一二三四年には、ブロワ伯、シャルトル伯、サンセール伯にたいする宗主権
の国王への移譲によっていっそう進行し、一二八四年には、伯領の相続人ジャンヌド・ナヴァールのフィリップ・
ル・ベルとの結婚におよんで、いよいよ決定的なものとなっていくのである。⁽³¹⁾ 両者の間の力関係を変えるに至った要

因については、多角的・総合的検討が必要であるが、さしあたり、慣習法特許状授与政策を通してみるかぎり、それの特許状に示された直轄領支配の質的差異、特許状授与・普及政策の時間的ずれ、ルイ七世の治世の後半以後の直轄領支配の拡充を基盤とする有力諸侯の制圧など、に求められよう。

- (22) J. Dhondt, "Quelques aspects du règne d'Henri 1^{er} roi de France," ds. *Mélanges d'Histoire du Moyen Age dédiés à la mémoire de Louis Halphen*, Paris, 1951, pp. 199-208; do. "Une crise du pouvoir capétien, 1032-1034," ds. *Miscellanea Mediaevalia in memoriam Jan Frederik Niermeyer*, Groningen, 1967, pp. 137-148.
- (23) J. Longnon, "La Champagne," ds. F. Lot et R. Fawtier, *Histoire des institutions françaises au Moyen Age, t. I - Institutions seigneuriales*, Paris, 1957, p. 126.
- (24) エロイーズとビエールが一二四八年に授与した特許状について、シャンパーニュ伯は一二六九年に確認状を与えている。この確認状は全部で二二条項からなり、そのうち十七条まではエロイーズらによって授与された内容を確認・再録したものであるが、一八条以降はすべて彼らとその子孫の義務、伯との関係について規定したものである。そこでは、彼ら領主もブレイヴオと同様に彼らが授与した特許状の遵守を伯にたいして誓約しなければならないこと、そのことを子孫にも義務づけること、
- 伯の家臣であるがゆえに確認状を住民に提示すること、彼らとビエールの妻および子供たちはサンスに配備された伯の代理人の裁判権に従うこと、などが規定されている。このことは、在地領主がその支配権の不充分さを伯権力によって補完してもらわなければならないこと、逆に言えば、伯権力は家臣が授与した特許状を確認することによって家臣およびその支配下の村を掌握する手段を示している。M. Prou, *op. cit.*, pp. 160-165, pièces just., n° XX.
- (25) J. Hibert, "La frontière occidentale du comté de Champagne du XI^e au XIII^e siècle," ds. *Recueil de travaux offerts à M. Clovis Brunel*, Paris, 1955, T. II, pp. 14-30.
- (26) M. Prou, *op. cit.*, p. 105.
- (27) J. Longnon, *op. cit.*, pp. 123-136.
- (28) 地図 IV を参照。
- (29) quod nos concessimus dilectis et fidelibus nostris, Blanche, comitisse Campanie, Guidoni Gasteble et Henrico de Malo Nido, quod nos non poterimus aliquam villam novam

facere, neque societatem alicujus capere infra hos terminos, scilicet : a Dymonte usque Malleium-Regis, et inde usque ad Fontes juxta Saliniacum, et inde usque ad Voisinas, et inde usque ad Thereniacum, sicut aqua Oreuse usque ad Yonam exinde ; exceptis tamen illis que ibi erant ea die qua praesens carta fuit facta. Volumus autem et pagina presenti decernimus ut carta illa, quam canonici Senonenses a nobis habunt super

societatem de Thoreniaco, nullius de cetero valoris sit aut momenti:.....propter hoc autem ipsi dederunt nobis mille libras Parisiensis monete. M. Prou, *op. cit.*, pp. 157-158, pièces just., n° XVI.
(86) *Ibid.*, p. 83.
(18) A. Longnon, *La formation de l'unité française*, Paris, 1969, pp. 135-136, 155-156.

お す び

以上、M・ブルウの研究に拠りながら、可能なかぎりそれを史料に戻って確かめ、また、その不十分な点については他の史料や彼以降の研究成果によって補なってきた。慣習法特許状に関するブロックやペラン等の研究成果や学説が社会経済史に限定されるかぎり否定されるものでないことはいうまでもない。だが、慣習法特許状がもつトータルな意義は彼らの視点からはでてこない。その点で、すでに、一八八四年の時点でのブルウの研究は慣習法特許状の全体像を基本的に提示していたといえよう。

さいごに、ブルウの結論部分にあたるロリス特許状の評価について簡単にふれておくことにしたい。

「ロリス特許状普及の要因は……それが授与された小都市の住民にとっても、それを授与した領主にとっても、同時に有益であったという事実にある。この特許状が住民にたいしてはいかなる種類の政治的権利も与えていないのは

慣習法特許状の政治史的意義

事実である。だが、土地の耕作に従事する農民は、おそらく、行政への参加をほとんど望まなかった。彼らにとって、あらゆる不当徴税から保護されるだけで充分であり、すでにみたように、彼らは彼ら個々人の自由と彼らの財産の保障をロリステ許状に見出したのである。他方、この特許状の授与は、領主たちにとっては、彼らの土地に新たに人口を集中し彼らの収入を増大させる手段であつた。

さらに、ロリステ許状が領主の特許状となる以前に国王のものであつたということを忘れてはならない。国王の家臣たちは主君が彼らに示した方法に追隨したにすぎない。また、しばしば、領主たちは国王にくらべて寛大さに欠け、彼らの諸権利の過大な縮小をもたらしと考へられた諸条項については、破棄したり修正したりしたのである。……したがって、ルイ六世とルイ七世は、彼らの最大の名誉のために、農民の運命を改善するイニシアティヴをとつたのである」⁽¹⁾。

この評価には二つの問題点がある。一つは国王の家臣＝領主層の役割の問題であり、もう一つは住民に「いかなる種類の政治的権利も与えない」ことの意味に関する問題である。第一の問題の領主層については、その地位が考慮されねばならず、本稿でみたように、シャンパーニュ伯のばあいは、国王の普及政策に「追隨」しながらも、ロリスとは別の独自の特許状を授与して「カベ直轄領支配領」との境界を争うほどに自己のプランシポートを確立していた。またエロイズとピエールのような弱小領主は国王に「追隨」したが、特許状の効力をシャンパーニュ伯への依存に求めたのである。したがって、有力諸侯層は国王と同様に慣習法特許状へのイニシアティヴをとりえた、とみることができる。第二の問題の住民の政治的権利に関しては、住民が「行政への参加をほとんど望まなかった」と判断するのは正しくない。これについてもみたように、周辺の諸侯領・領主領のばあいにも、国王直轄領内のばあいでも

も、住民の政治的権利を認めた慣習法特許状が存在していた。同じ頃、多数のコミューン都市が成立している事実を考えるならば、当時の住民が経済的特権だけに満足したとはとうてい考えられない。問題はロリス特許状においてなにより政治的権利を認めまいとしたのかにある。だが、この問題は、コミューン運動を含む共同体の政治運動と国王の共同体政策との全面的検討を必要とするであろう。ただ、シェノンが指摘するように、結果的に、十三世紀後半以降、「自由都市がプレヴォ都市とよばれる単純特権の都市 (*villes de simple franchise*) のタイプに接近」したことが一般的傾向となり、これと王権の一層の集権化が対応して進行していったとすれば、⁽²⁾ロリス特許状は、王権にとつてすぐれて先駆的役割を演じたことになるであろう。

(1) M. Prou, *op. cit.*, pp. 105-106.

(2) E. Chénon, *Histoire Générale du droit français public et privé*, T. I, pp. 855-857.

表 I ロリス特許状普及村の年代別・普及者別表

普及者 年 代	国 王	サンス 大司教	シヤン パーニ 伯	クゥルト ネ 領 主	サンセ ール伯	諸 領 主
ル イ 6 世 (1108-1137)	2					
ル イ 7 世 (1137-1180)	23	2	2	3		
フィリップ＝ オーギュスト (1180-1223)	9 1		5+1*		6	
				4		1
ル イ 8 世 (1223-1226)						
サ ン＝ル イ (1226-1270)	3			1+1**		10+ (3)***
フィリップ 3 世 (1270-1285)	3(?)					
フィリップ 4 世 (1285-1314)	6(?)					
計 83	47	2	7+1*	8+1**	6	11+ (3)***
100%	57%	30%				13%

点線は1202年。

* シヤンパーニユ伯ティボーニル＝ボンの息子、ブロワ伯ルイ 1 世が授与。

** ネヴェル・フオレ伯ギ (Gui) が授与。ギの妻マオは前ネヴェル伯ピエール＝ド＝クゥルトネの娘でその伯領の相続人。

*** この三カ村にはすでにサン＝ルイも授与しているので総数83カ村の中には含まれていない。

表 II ロリス特許状普及村の普及年代と普及者

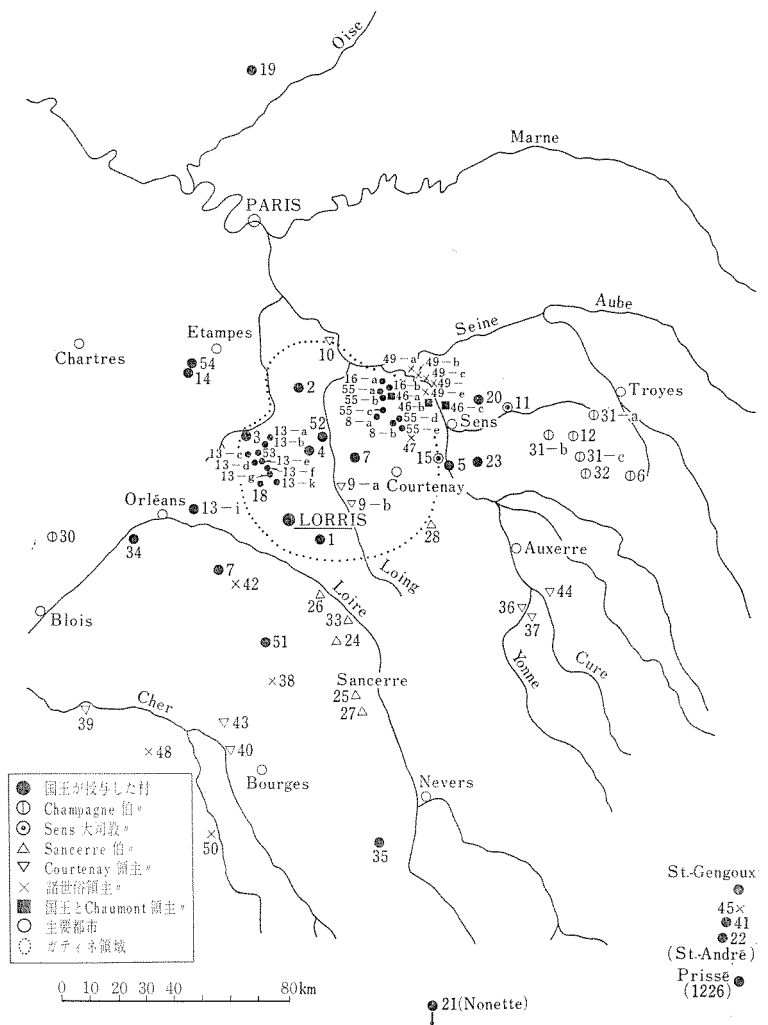
地図上の 番号	村 名	普及年代	普及者 名
1	le Moulinet	1108-1137	Louis VI
2	Chapelle-la-Reine	1108-1137	〃
3	Yèvre-le-Châtel	1137-1152	Louis VII
4	Sceaux-en-Gâtinais	1153	〃
5	Villeneuve-le-Roi	1163	〃
6	Chaource	1165	Henri 1 ^{er} (ジャンパーニユ伯)
7	Sennely	1165	Louis VII
8-a	Lorrez-le-Bocage	1169	〃
8-b	Préaux	1169	〃
9-a	Montargis	1170	Pierre de France (クワルトネ領主)
9-b	Amilly	1170	〃
10	Bois-le-Roi	1171	〃
11	Villeneuve-l'Archevêque	1172	Guillaume (サンス大司教)
12	Maraye-en-Othe	1173	Henri 1 ^{er} (ジャンパーニユ伯)
13-a	Gaubertin	1175	Louis VII
13-b	Barville	〃	〃
13-c	Courcelle	〃	〃
13-d	Bois-Girard	〃	〃
13-e	Batilly	〃	〃
13-f	St. -Marguerite	〃	〃
13-g	St. -Loup	〃	〃
13-h	Bourg-Neuf-de-la-Brosse	〃	〃 (地図記入なし)
13-i	Bratellos	〃	〃
13-j	Bricovillare	〃	〃 (地図記入なし)
13-k	Clos-le-Roi	〃	〃
13-l	Goi (l'aleu de)	〃	〃 (地図記入なし)
13-m	Montes-Estue	〃	〃 (〃)

地図上の 番号	村 名	普及年代	普 及 者 名
13- n	Virgutellum	1175	Louis VII (地図記入なし)
14	Chalou-la-Reine	1175	Louis VII
15	Rousson	1175	Guillaume (サンス大司教)
16- a	Flagy	1177	Louis VII
16- b	Bichereau	"	"
17	Ferrières	1185	Philippe-Auguste
18	Bois-Commun	1186	"
19	Angy	1186	"
20	Voisines	1187	"
21	Nonette	1188	"
22	St. -André-le-Désert	1188	"
23	Dixmont	1190	"
24	Barlieu	1190	Etienne I ^{er} (サンセール伯)
25	Sancerre	1152-1190	" (")
26	St. -Brisson	1152-1190	" (")
27	Ménétréol-sous-Sancerre	1152-1190	" (")
28	la Ferté-Loupière	1152-1190	" (")
29	Chaumont-en-Bassigny	1190	Henri II (シャンパーニュ)
30	Marchenoir	1193	Louis (プロワ伯)
31- a	St. -Mards	1198	Thibaud III (シャンパーニュ)
31- b	Vauchassis	"	" (")
31 (c	le Chemin	"	" (")
32	Ervy	1199	" (")
33	l'Etang-le-Comte	1199	Guillaume (サンセール伯)
34	Cléri	1201	Philippe-Auguste
35	Sancoins	1202	"
36	Mailly-le-Château	1200-1212	Pierre (クウルトネ領主, オセール伯)
37	Mailly-la-Ville	1200-1212	" (")

地図上の 番号	村 名	普及年代	普 及 者 名
38	la Chapelle d'Angillon	1212年頃	Archambaud (Sulli 領主)
39	la Selles-en-Berry	1216	Robert (クウルトネ領主)
40	Mehun-sur-Yèvre	1219	" (")とその妻
41	Salornay	1220年頃	Philippe-Auguste
42	Isdes	1227	Henri (Sulli 領主) とその妻
43	St. -Laurent-sur-Baronjon	1234	Robert (クウルトネ領主) と その妻
44	Vermenton	1235	Gui (ネヴェル・フォレ伯) と その妻
45	Cortevaix	1236	Josseran Cortevaix, Brancion 領主
46-a	Diant	1239	Saint-Louis, Héloïse, Pierre
46-b	Pont-sur-Yonne	"	" " "
46-c	Gisy	"	" " "
47	Fouchères	1243	Erard (Valery 領主)
48	Graçay	1246	Pierre (Graçay 領主)
49-a	Villeneuve-la-Guyard	1248	Héloïse (Chaumont 領主), Pierre (Barrs 領主)
49-b	Villeblevin	"	" (" "),
49-c	Chaumont-sur-Yonne	"	" (" "),
49-d	Chapelle-Champigny	"	" (" "),
49-e	Villemanoché	"	" (" "),
50	Châteauneuf-sur-Cher	1258	Renoul (Culant 領主), Pierre (St. -Palais 領主)
51	Aubigny	1272年以前	Philippe III (?)
52	Château-Landon	"	" (?)
53	Arconville	1281年以前	" (?)
54	Moulineux	1300年以前	Philippe IV (?)
55-a	Fellottes	1314年以前	" (?)
55-b	Voulx *	"	" (?)
55-c	Chéroy *	"	" (?)
55-d	Lixy *	"	" (?)
55-e	Dollot	"	" (?)

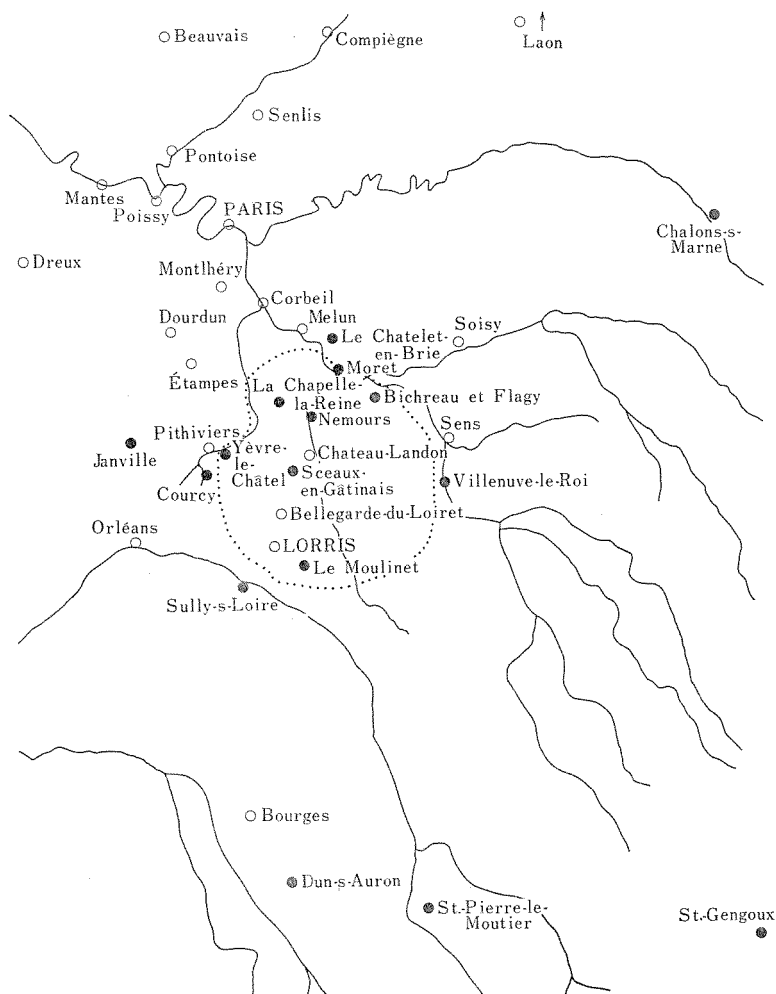
* M. パコーによれば Louis VII が授与。

地図 I ロリス慣習法特許状の普及
(番号は表Ⅱに従って年代順)



地図 II ○印—1137年までに設置されたプレヴォテ

●印—ルイ七世（1137-1180）が新設したプレヴォテ



地 図 IV 国王直轄領とシャンパーニュ伯領の境界地帯 (2)

